

福祉局誠明学園会計年度任用職員募集要項（児童自立支援業務指導専門員）

項 目	内 容
職名及び募集人数	児童自立支援業務指導専門員 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局誠明学園（東京都青梅市新町3-72-1）
職務内容	児童自立支援施設における人材育成に関する業務
・応募資格 ・求められる能力	以下の全てに該当する者 ・児童自立支援専門員の任用資格を有する者。 ・児童自立支援施設において児童自立支援専門員として5年以上従事した経験を有する者。 ・児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の推進に熱意と行動力がある者。 ・児童自立支援施設の特性を理解できる。 ・入所児童に対し、親切で丁寧な対応ができる。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる。 ・上司や同僚に適切に報告、連絡、相談ができる。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる。 ・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。
勤務日数	月16日以内（土日祝日勤務が、月2回程度あり）
勤務時間 休憩時間	B 勤務： 6時30分～15時15分（休憩時間：10時45分～11時45分） B' 勤務： 7時30分～16時15分（休憩時間：13時00分～14時00分） C 勤務： 8時45分～17時30分（休憩時間：13時00分～14時00分） D 勤務： 12時00分～20時45分（休憩時間：15時00分～16時00分） D' 勤務： 10時00分～18時45分（休憩時間：13時00分～14時00分） 上記のローテーションによる勤務 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休暇等	（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

	※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 17,200円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限2,600円/日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険の適用あり（※） ※各保険の適用要件を満たす場合）
応募方法等	1 応募方法 ① 「会計年度任用職員申込書」（別添参照）に必要事項（健康状態等については「特記事項・自由意見」欄に記入してください。）を記載。 ② 在職証明書等、児童自立支援施設における児童自立支援専門員としての5年以上の従事経験を証明するもの ③ 課題作文（児童自立支援施設の児童自立支援業務指導専門員に応募した理由等。600字から800字程度。） 上記①～③を下記申込先まで郵送又は電子メールにて送付してください。 ※電子メール送付時の注意事項等 送付時の件名は、「会計年度任用職員採用選考応募（児童自立支援業務指導専門員）」としてください。申込書への正面顔写真貼付が難しい場合は、写真データをメールに直接添付しても構いません。電子メールでの申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 2 応募期限 令和7年9月10日（水曜日）必着 持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時まで受付 3 選考方法 第一次選考：書類選考 第二次選考：面接 （第一次選考合格者を対象に令和7年9月中旬に実施予定） ※第一次選考結果は、郵送にてお知らせします。 ※第二次選考（面接）の日程は、第一次選考結果と併せてお知らせします。 ※選考結果に関する問い合わせには、一切対応できません。
申込先 問合せ先	〒198-0024 東京都青梅市新町3-72-1 東京都立誠明学園管理課庶務担当 松崎 メールアドレス S1143201@section.metro.tokyo.jp 電話 0428-31-6146